

報道関係者 各位

令和3年9月2日（木）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 勝田 清人

室長補佐 壺屋 明

（直通電話）099（223）8278

（F A X）099（226）7772

## 鹿児島県最低賃金を「時間額821円」に引き上げます

～発効は、令和3年10月2日です～

鹿児島労働局長（三輪 宗文）は、鹿児島県最低賃金を28円引き上げ、時間額821円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

鹿児島県最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月2日、鹿児島労働局長から鹿児島地方最低賃金審議会（会長 山本 晃正）に対し諮問を行い、同審議会は、8月6日、現行の時間額793円を28円引き上げて（引上率3.53%）、821円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて鹿児島労働局長は、異議申出などの諸手続を経て、8月24日に鹿児島県最低賃金を時間額821円とする決定を行い、本日（9月2日）、官報公示を行いました。

効力発生日は、令和3年10月2日となります。

鹿児島労働局では、引き続き、改正された最低賃金額を始めとする最低賃金制度の周知を行うとともに、中小企業・小規模事業者に対する支援施策を推進していきます。

### 1 最低賃金について

#### （1）適用される労働者の範囲

鹿児島県最低賃金は、鹿児島県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

また、1人の労働者について2以上の最低賃金が競合する場合（地域別最低賃金と特定最低賃金〔産業別最低賃金〕が競合する場合）には、最低賃金額の高い方の最低賃金が適用されます。

なお、今回改正された鹿児島県最低賃金は、令和2年12月27日に発効された電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

815円を上回ったことから、令和3年10月2日から鹿児島県最低賃金が適用されます。

(2) 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限られます。具体的には、基本給と諸手当（ただし、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は除きます。）が対象となります。

最低賃金の対象から除外する賃金は次のとおりです。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 所定労働時間を超える期間の労働に対して支払われる賃金
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(3) 過去10年間の改正状況

年 度	24	25	26	27	28
時 間 額	654円	665円	678円	694円	715円
引 上 額	7円	11円	13円	16円	21円
引 上 率	1.08%	1.68%	1.95%	2.36%	3.03%

年 度	29	30	元	2	3
時 間 額	737円	761円	790円	793円	821円
引 上 額	22円	24円	29円	3円	28円
引 上 率	3.08%	3.26%	3.81%	0.38%	3.53%

2 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援について

厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引き上げに向けた環境整備を図るため、以下の最低賃金及び賃金の引き上げに向けた生産性向上等のための支援を実施しています。

(1) 業務改善助成金（別添1リーフレット参照）

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成するものです。

業務改善助成金に関するお問い合わせは、業務改善助成金コールセンター（Tel 03-6388-6155）または、鹿児島労働局雇用環境・均等室（Tel 099-223-8239）にお尋ねください。

- (2) 専門家派遣・相談等支援事業（鹿児島働き方改革推進支援センター）（別添２リーフレット参照）

鹿児島働き方改革推進支援センターでは、働き方改革の実現に向けて、中小企業・小規模事業者等を対象に、長時間労働の是正、非正規雇用労働者の待遇改善、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和に向けた取組を支援するため、様々な関係機関と連携し、労務管理・企業経営等の専門家による電話相談や企業訪問相談等を無料で実施しています。

また、前記（１）の助成金を含む各種助成金の相談にも応じています。

### 3 中小企業等の雇用維持に対する支援について

（雇用調整助成金等の要件緩和について：別添３リーフレット参照）

- (1) 令和３年１０月から３ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和３年１月８日以降解雇等を行っていない場合に限り）が、事業場内最低賃金を、令和３年７月１６日以降、同年１２月までの間に、３０円以上引き上げた場合、休業規模要件を問わずに支給を行います。
- (2) 令和３年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から３０円以上引き上げる必要があります。

※（１）、（２）に関するお問い合わせは、鹿児島労働局職業安定部職業対策課（TEL 099-219-8713）にお尋ねください。